

要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練実施について

1 避難確保計画の概要について

1-1 避難確保計画とは

避難確保計画とは、災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために、必要な防災体制、避難経路や訓練などに関する事項を定めるものです。

平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が一部改正されたことにより、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設については、「**避難確保計画の作成**」及び「**市町村長への報告**」、「**同計画に基づく避難訓練の実施**」が義務付けられました。

※ 高島町地域防災計画に施設の名称及び所在地が定められた施設が対象です。現在、高島町では対象となる施設の全てを地域防災計画に定めてはいません。今後、計画を改定する予定です。

また、令和3年5月の法改正により、「**避難訓練を実施した際の市町村長への報告**」が義務付けられています。

1-2 避難確保計画の必要性

近年、水害や土砂災害といった自然災害によって、要配慮者利用施設において甚大な被害が多く発生しています。

大規模な浸水被害が発生した場合に、施設の利用者を円滑かつ迅速に避難させる体制を整えておくことは必須です。そのために、避難確保計画において必要な防災体制、情報収集、避難誘導、防災訓練等を計画で定める必要があります。

1-3 要配慮者利用施設の範囲

要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設等の防災上の配慮を要する方が利用する施設のことです。

○要配慮者利用施設の範囲

社会福祉施設	老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害者福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害者通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康センター 等
学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校 等
医療機関	病院、診療所、助産所 等（有床の施設）

2 避難確保計画の作成について

2-1 避難確保計画の内容

避難確保計画には以下の内容の記載が必要です。

- 防災体制 ●避難誘導 ●施設の整備 ●防災教育及び訓練の実施
- 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合。設置した場合は、構成員の市町村への報告が必要。）
- そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 等

※自衛水防組織 … 洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するための組織

避難確保計画を実行性あるものにするためには、施設の管理者の方や運営者の方が主体となり、職員の方々と協力し作成することが重要です。

作成した避難確保計画は、施設で働く方・施設を利用される方やその家族が、日頃から確認することができるよう、その概要等を共有スペースに掲示しておくことも有効です。

2-2 避難確保計画の作成の流れ

【災害リスクを知る】

高島町防災マップを活用し、施設の災害リスクを把握しましょう。国土交通省のウェブサイト「重ねるハザードマップ」を使用することも有効です。

【避難確保計画のひな型に当てはめて作成する】

「ひな形」を穴埋めしながら作成します。（高島町ホームページよりダウンロード可能です）

- ☐ 防災体制を確立し、役割分担（情報収集要員・避難誘導要員等）を決める
- ☐ 防災に関する情報収集・伝達方法を確保する
- ☐ 避難場所（どこへ）・避難基準（いつ）・避難方法（どのように）を決める
- ☐ 避難経路図を作成する
- ☐ 避難に必要な資器材を確認する
- ☐ 防災教育・訓練の年間計画を立案する
- ☐ 自衛水防組織を設置するか検討する（浸水想定区域に位置している）

※ 国土交通省「避難確保計画作成の手引き 解説編」等も参考にしてください。

【作成内容を確認する】

施設の実状に合っているか、不足しているところはないかを確認します。

【計画を提出する】

2-4 避難確保計画の提出 の流れに沿って、作成した計画を提出してください。

2-3 他の防災関係計画への追記について

避難確保計画は、非常時災害対策計画や消防計画に必要事項を記入することで作成することも可能です。

ただし、それぞれの計画で目的等が異なりますので、避難確保計画のひな型を活用し、**独立した計画として作成することを推奨**します。

追記を行う場合は、以下の事柄の記載が必要です。

【非常時災害対策計画に追記する場合】

「計画で定めるべき項目」の下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、以下の表を参考に非常災害対策計画に下線部分を追加することで、避難確保計画を作成したとみなすことができます。

	非常時災害対策計画	避難確保計画
計画で定めるべき項目	・施設等の立地条件 ・災害に関する情報の入手方法 ・災害時の連絡先及び通信手段の確認 ・避難を開始する時期、判断基準 ・避難場所 ・避難経路 ・避難方法 ・災害時の人員体制、指揮系統 ・関係機関との連携体制	・計画の目的 ・計画の適用範囲 ・防災体制 ・情報収集及び伝達 ・避難の誘導 ・避難確保を図るための<u>施設の整備</u> ・<u>防災教育及び訓練の実施</u> ・自衛水防組織の業務 (自衛水防組織を設置する場合に限る。)

※非常時災害対策計画 … 災害全般（火災、地震、風水害、土砂災害等）に対応するための計画

【消防計画に追記する場合】

以下の項目を追加することで、避難確保計画を作成したとみなすことができます。

洪水	土砂災害
計画の目的	計画の目的
防災体制	防災体制
避難誘導	避難誘導
避難の確保を図るための施設の整備（資器材等）	避難の確保を図るための施設の整備（資器材等）
防災教育及び訓練の実施	防災教育及び訓練の実施
自衛水防組織の業務に関する事項 (※自衛水防組織を設置する場合に限る)	

※消防計画 … 防火管理について必要な事項を定め、火災、地震等の災害に対応するための計画

なお、既存の消防計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加して作成した場合は、施設の所在地を管轄する消防署への提出が必要です。

2-4 避難確保計画の提出

避難確保計画を作成・変更した際には、計画書に以下の書類を添付の上、町総務課危機管理室までご持参いただくか、郵送又はメールにてご提出ください。

避難確保計画の作成・提出期限：令和4年3月1日（火）

※ 早めの作成をお願いします。

【避難確保計画作成時の流れ】

① 避難確保計画（案）の作成

ひな形等を活用し、避難確保計画（案）を作成します。

② 避難確保計画（案）を町へ提出

作成した避難確保計画（案）〈1部〉＋避難確保計画チェックリスト〈1部〉を提出してください。

③ 提出された避難確保計画（案）の内容を、町総務課危機管理室で確認

必要に応じて、計画（案）の修正を依頼します。

④ 報告書と避難確保計画を町総務課危機管理室へ提出

【町からの修正事項等が無い場合】

避難確保計画作成報告書〈1部〉と避難確保計画〈1部〉を提出してください。

【町からの修正事項等がある場合】

町からの意見等を考慮し、避難確保計画（案）の修正を実施してください。

修正後、避難確保計画作成報告書〈1部〉と避難確保計画〈1部〉を提出してください。

＜消防法に基づく消防計画に避難確保計画の内容を追記した場合＞

別途、消防計画の変更届出書を添付し、消防本部へ提出してください。

【避難確保計画を変更する際の流れ】

避難確保計画の修正変更を行った場合は、再度「避難確保計画作成時の流れ」の②からの流れに沿って、避難確保計画等を提出してください。（軽微な変更を除く）

※軽微な変更 … 施設の利用者・職員数の変更、情報収集手段の追加、避難確保資器材の更新、防災教育及び訓練実施月の変更 等

2-5 避難確保計画を作成するために参考となる資料・URL 等

【災害に関すること】

◆高畠町防災マップ（令和3年3月改定） https://www.town.takahata.yamagata.jp/kurashi/juminnokatahe/bosai/2646.html
◆山形県：「こちら防災やまがた！」 https://www.pref.yamagata.jp/020072/bosai/kochibou/index.html
◆国土交通省：洪水想定区域図・ハザードマップ https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/
◆国土交通省：ハザードマップポータルサイト https://disaportal.gsi.go.jp/
◆国土交通省：川の防災情報 https://www.river.go.jp/index
◆気象庁：防災情報 https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html
◆山形県：山形県 河川・砂防情報 http://www.kasen.pref.yamagata.jp/
◆山形県：土砂災害警戒システム https://sabo.pref.yamagata.jp/

【避難確保計画の作成に関すること】

◆高畠町：避難確保計画について https://www.town.takahata.yamagata.jp/soshikiichiran/somuka/2/bousai/2801.html
◆国土交通省：要配慮者利用施設の浸水対策 https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html
◆国土交通省：要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について （YouTube MLIT channel） https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/youtube/index.html

3 避難確保計画に基づく訓練について

3-1 訓練の必要性

避難確保計画に定めた訓練の実施（年1回以上）及び市町村長への報告は義務です。

令和2年7月豪雨災害では、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施していた高齢者施設が河川の氾濫によって浸水し、甚大な人的被害が生じる事案が発生しました。このため、令和3年5月の法改正により、従来の避難確保計画の作成・報告及び避難訓練の実施に加え、要配慮者利用施設の管理者等に市町村長への避難訓練結果の報告を義務付けるとともに、これらの報告を受けた市町村長が避難確保計画及び避難訓練の内容について助言・勧告をすることができることとなりました。

訓練は職員のほか、可能な範囲で利用者の方々やその家族、地域の住民の方にも協力してもらうなど、多くの方々が避難訓練に参加することで、より実効性が高まります。

防災マップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施することが重要です。

3-2 自然災害に対応した訓練の実施例

訓練名	訓練内容	留意事項
情報収集・伝達訓練	<情報収集> 防災マップの確認、情報収集方法の確認、 <情報伝達> 施設管理者や関係職員、家族等への連絡	・事前にシナリオやタイムテーブルを用意しておく
防災体制確認訓練	避難確保計画の確認、避難経路の確認、 備蓄品の確認、施設設備の確認（非常電源等）	・備蓄品の使用期限、消費・賞味期限の確認を行う
施設職員の非常参集訓練	施設職員の緊急連絡網の試行 連絡後、施設職員の参集にかかる時間の計測	・連絡手段、連絡先を事前に確認しておく
避難訓練	<利用者引き渡し> 家族や保護者、関係者への引き渡し <立退き避難> 移動経路・移動手段の確認 車両への乗り込み訓練 リフト車両の操作訓練 非常用持ち出し品の確認 <垂直避難> 施設内での避難行動の確認（上層への避難） 備蓄品の確認	・引き渡し・避難に要する時間を計測する ・利用者にも避難方法を覚えてもらう ・備蓄品の使用期限、消費・賞味期限の確認を行う

3-3 訓練の実施報告

避難確保計画に基づく訓練について、原則として年1回以上実施し、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に、次の「訓練実施結果報告書」に訓練の様子が分かる写真を2～3枚ほど添付し、町総務課危機管理室までご持参いただくか、郵送又はメールにてご提出ください。

※ 報告書の様式は、町ホームページよりダウンロードをお願いします。

※ 複数回の訓練を実施する際には、最後の訓練が終了した際に提出してください。

4 避難確保計画作成後の取組について

■ 計画に位置付けた「やるべきこと」を「できること」に【訓練】

- ・計画を検討する際は、「やるべきこと（必要性）」の観点が不可欠ですが、計画作成後は、計画に整理した様々な項目を「できること（着実性）」としていく取組が欠かせません。
- ・水防法改正で計画作成と同時に義務化された「**避難訓練**」の**実施が必要です**。

■ 災害は、想定どおりに発生してくれるとは限らない【確認】

- ・避難確保計画は、地区ごと・施設ごとに異なる災害リスクを踏まえて検討・作成が進められますが、災害自体、事前の想定どおりに発生してくれるとは限りません。また災害時の職員体制や施設利用者の体調なども様々であると考えられます。
- ・避難訓練では、「想定外（計画の見落とし）はないか」、「より効果的に避難できる（助かる）ための工夫はないか」といった視点で、**作成した計画を確認することが大切です**。

■ みんなで助け合い、みんなで助かるための見直し【改善】

- ・避難時の移動や避難先での生活の支援など、災害時に地域との関わりは重要な意味を持ちます。施設単独でできることに加え、他の施設やご近所など、地域との連携によってできることの広がりはないかなどの視点から計画を見直すことも有効です。
- ・災害時に**みんなが助かる計画として充実・改善を続けることが大切です**。

●問合せ・提出先

高畠町総務課危機管理室

TEL：0238-52-3744

FAX：0238-52-1543

Mail：kikikanri@town.takahata.yamagata.jp